

# 法創造教育支援システムの全体像

吉野一

明治学院大学法学部

E-mail:Yoshino@law.meijigakuin.ac.jp

本研究プロジェクトは、法創造の原理を明らかにし、法創造教育方法を開発することを目的とする。その際、法創造教育を支援するシステム、すなわち、法創造教育支援システムも開発しようとしている。法創造教育が複数の方法で実現されうると同様に、法創造教育支援システムは複数のサブシステムから構成される。そこで、本報告では、法創造教育をどのようにして開発しようとしているのかについて説明し、法創造教育支援システムがいかなるサブシステムから成り、それがどのようにして全体としての法創造教育支援システムを構成しているのかについて簡単に説明することにした。

第1章「法創造教育の開発研究 - 法創造科学に向けて」のところで述べたように、法創造教育とは、学生の法創造的思考力を開発する教育である。従来の教育は法的知識の供与を主とした。これからの(法科大学院での)法学教育では、法的思考力(Legal Mind)の育成が重要である。日本の法律家に特に必要とされているのが、法創造的思考力である。そこで法創造教育の方法が開発されなければならない。法創造教育方法は、大陸法における法解釈の方法を前提にして、米国のロースクールで行われてきた教育方法の長所を取り入れて開発される。すなわち、図2に示されているように、教育で用いられる素材の観点からプロブレムメソッド(事例問題を解くという形で教育する方法)とケースメソッド(諸判決例から法ルールを抽出するという方法)を、授業の進め方の観点

からソクラティックメソッド(問答形式で教育する方法)とディスカッションメソッド(学生の自由な議論を教師が導く形で教育する方法)を融合した方法として開発される。そして、これらの方法とその融合とを支援するために、法創造教育支援システムが開発される。

開発されるシステムは、法創造教育を実現するために、プロブレムメソッドとケースメソッドを、そしてソクラティックメソッドとディスカッションメソッドをそれぞれ支援するとともに、その融合的利用を支援する。システムの構造は、大きく分けて、三つの部分からなる。すなわち、法的仮説ルール生成・検証システム、法的論争システム、そして E-learning システムである。

は(法律知識ベースを前提にして)法規と事実のギャップを埋める新しい法ルールを仮説的に生成しそれを検証するシステムであり、社会状況の複雑性や多様性に対応するより適切な法を創造するのに役立つ。は法的論争をシミュレートするシステムであり、論争の中で攻撃と防御を試み、主張や判断の妥当性を吟味するとともに、新しい着想を得るのに役立つ。われわれは論争の中に創造の糸口が見いだされると考える。は Web を通じて双方向のコミュニケーションを実現し、学生の自発的創造的学習を支援する。法学教育におけるIT活用の最も一般的部分である。これらの三つのサブシステムを総合するアプローチは、米国においてもまだないところの、全く独創的なもの

である。

システムの全体構造および各部分システムの内部構造と、その開発担当者の関係を分かりやすく示したのが、図2である。 的法的仮説ルール生成・検証システムは、法律知識ベースと仮説生成検証システムからなる。

法律知識ベースは、法的知識を登載した法的推論システムで、相談事例に対して法的判断を推論して導出し、その理由を示すものである。先の重点領域研究「法律エキスパートシステムの開発研究」で開発されたLES - 5をベースにそれを改良・発展させている(開発担当:吉野・桜井)。これに加えて、新しい法仮説ルールを生成するメカニズムとメタ知識を明らかにし、コンピュータに仮説生成と検証のシミュレーションを行わせようとするものである(開発担当:桜井)。この部分の研究も進んでいるが、今回の成果報告会では、準備と時間の関係で報告を省略する。

法的論争システムは、狭義の法的論争支援システムとソクラティックメソッド支援システムから成る。前者は主として学生間の論争をシミュレートし支援するものであり、模擬裁判や法律討論あるいは演習におけるディスカッションメソッドに利用されうる(開発担当:新田)。後者はソクラティックメソッドをシミュレートするもので、ソクラティックメソッドを用いる授業の準備と、授業外での学生によるソクラティックメソッドのシミュレートとを支援するものである(開発担当:吉野・桜井)。両者の原理と機能は共通するものがあり、相互補完的に利用可能である。

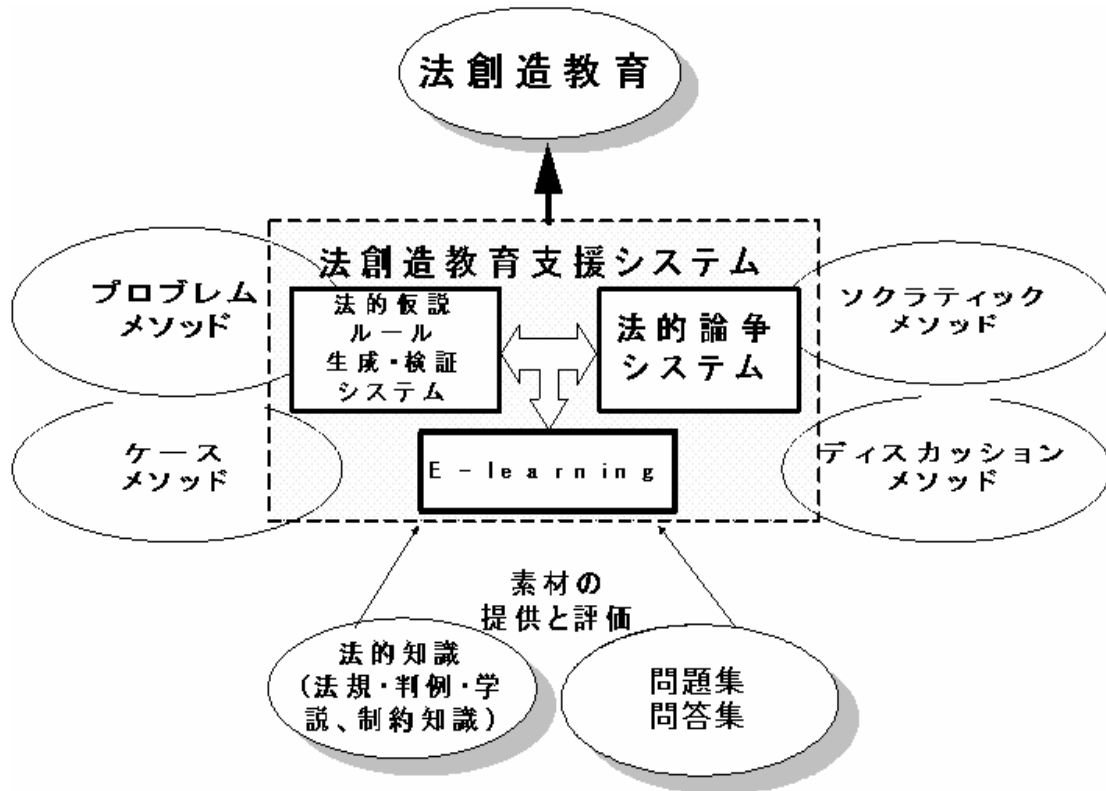
法律 e-learning システムは、上記二つのシステムの基盤あるいは前提として機能する。法律 e-learning システムは、e-learning システム一般に共通する機能を有するとともに、法学教育および学習に特化された機能をもつシス

テムである。それは、a)プラットフォームと b)コンテンツからなる。コンテンツは、b1)「法律データベースとWEB教材」の部分と法的論争システムのための b2)「問題集・問答集」からなる。これらのコンテンツは、 の内部でも有効に利用されうるが、 および のシステムでも用いることができる。

プラットフォームは、法科大学院あるいは法学部での法学教育のITによる支援の共通部分を構成する。この上に前述の「法創造教育」のためのサブシステムが乗る。このプラットフォームを、一般的名称を用いて、「法学教育支援システム」と呼ぶこともできよう。それは、法情報調査、法文書作成およびWEB教材作成を効果的に支援するものでなければならない。WEB教材としては文字情報ばかりでなく、例えば事例をリアルに表現するために、ビデオ等動画情報を有効に利用できる必要がある。また講義や模擬裁判あるいはロイヤリング等の授業あるいは実習を記録し放送する機能を有しなければならない。それは、教材ばかりでなく、講義要綱、シラバス、時間割、あるいは学校からのアナウンスメントを掲載でき、また教師と学生、学生同士のコミュニケーションを支援できるものでなければならない。われわれは、これらについて、従来のシステムに比べて、法学教育および学習のためにより便利で効果的な機能を付与しようと開発している(研究班から吉野一・加賀山茂・桜井成一郎が、協力企業として第一法規株式会社、日本電気株式会社が開発に参加)。

以上述べた部分システムの研究成果については、一部を除き、次章以下において、各開発研究担当者が報告する。

[ 図 1 ] 法創造教育方法と教育支援システム



[ 図 2 ] 法創造教育支援システムの構造と分担

